

証明書などの申請には本人確認が必要となります



個人情報について、より一層の保護を図るために、平成20年5月1日から戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、市税の証明などの交付申請の際、

窓口に来られた人の本人確認を実施します。

全国的に、第三者が本人になりすまして、不正な手続きを行う事件が絶たないことから、戸籍法および住民基本台帳法が改正されたことによるものです。

【本人確認資料】

○官公署発行の顔写真付き証明書をお持ちでしたら一点を提示していただきます。

(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障がい者手帳など)

○その他の資料でしたら二点以上の提示をお願いします。

①官公署の証書または手帳
(健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種年金証書など)

②その他適当と認める書類
(クレジットカード、キャッシュカード、社員証、学生証など)

※上記の証明書などのうち有効期限の定めがあるものについては、有効期間内のものに限りです。また、本人を確認できる証明書などをお持ちでない人には、聞き取りなどによる確認をさせていただくことがあります。

☎ 市民課 ☎ 32-1446 税務課 ☎ 32-1487

高齢者在宅介護用品の購入助成について

日常生活において、常時介護を必要とする高齢者を在宅で介護している家族に対して介護用品購入助成を行うことで、介護者の精神的、経済的な負担を軽減し、要介護者の在宅生活の継続を図り、在宅福祉の向上を目的とします。

対象者 宇城市内に居住し、要介護認定において要介護3以上と判定され、かつ、介護用品を常時使用する要介護者を現に在宅で介護している家族。

※申請は毎年必要となります。

助成の対象品目

①紙おむつ ②尿取りパット ③使い捨て手袋 ④清拭剤 ⑤ドライシャンプー

(助成券・助成額)変更点

	1枚あたりの金額	助成枚数	助成額
昨年度	1,000円	30枚	年額3万円

▼変更

	1月1枚を交付し、申請月から当該年度末までの枚数	申請月により [3万円 ~2500円]
今年度	4月申請 12枚、 5月申請 11枚、 6月申請 10枚…	【例】

☎ 高齢介護課高齢者支援係 ☎ 32-1406
または、各支所健康福祉係

土地・家屋の価格等の縦覧

納税者が、他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の評価が適正かどうか判断するために、土地および家屋の価格などの縦覧ができます。この縦覧帳簿には、所在地・面積・価格などがありますが、所有者・課税標準額は記載されておりません。

●縦覧期間 4月1日(火)~6月30日(月)

ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時30分

●縦覧場所 市役所税務課および各支所総合窓口課

●縦覧できる人 土地および家屋に掛かる納税義務者

●縦覧手数料 無料

課税台帳の閲覧

自己の資産の課税内容を知るために、平成20年度固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の閲覧が

できます。借地人・借家人は、自分が借用している資産については閲覧ができます。なお、納税者には、納税通知書と合わせて課税明細書を送付しますので、そちらでも課税内容を確認することができます。

●閲覧期間 随時(市役所の平常業務時間内)

●閲覧場所 市役所税務課および各支所総合窓口課

●閲覧できる人 納税義務者および借地借家人

●閲覧手数料 1回につき300円(ただし、4月1日~6月30日は無料)

☎ 税務課資産税係 ☎ 32-1111(内線1175~1177)
各支所総合窓口課



奨学金を貸し付けます

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校の高等課程もしくは専門課程に在学する人で、経済的理由により就学が困難な人に対し奨学金の貸し付けを行います。



対象者

- ①市内に居住する人の被扶養者であること
- ②学校などに在学している人であること
- ③経済的理由により就学が困難であると認められること
- ④国、他の地方公共団体またはその他の団体から奨学金の貸し付けを受けていないこと

貸付金額および定数

- ①高等学校など…月額2万円(定数10人)
- ②短期大学など…月額2万5千円(定数10人)
- ③大学…月額3万円か5万円の選択額(定数20人)

申請期間 4月1日(火)~4月30日(水)

提出書類

- ①奨学金申請書(教育委員会本庁・各教育分室)
- ②生計を一にする世帯全員の住民票の写し
- ③世帯員全員(義務教育就学前・就学中の児童・生徒を除く)の所得証明書
- ④在学証明書

償還期間 卒業した日から1年後の月から開始

- ①高等学校・専修学校の高等課程…6年間で返済
- ②高等専門学校…10年間で返済
- ③短期大学・専修学校の専門課程…4年間で返済
- ④大学…8年間で返済

☎ 学校教育課総務係 ☎ 32-1907

小川町海東地区で「乗合タクシー」運行開始

4月1日から、海東地区の路線バスに代わる新しい交通手段として、効率性・利便性などに配慮した予約制の「乗合タクシー」を導入します。※これまでの路線バス(産交バス)は廃止されます。



運行区間 海東地区(海東・小川校区※一部を除く)の希望場所⇄小川町中心部(市役所小川支所・イオンモール宇城バリュー・小川郵便局・商店街・小川町中心部の医療機関・小川駅)

利用方法 事前に電話予約が必要です!

☎ 090-9076-2008

利用料金 1人あたり500円~200円(行政区で異なります)

予約時間 午前の便 前日の午後3時~6時
午後の便 前日の午後3時~6時、または当日の午前8時~午前11時

運行時刻表(土・日・祝日・年末年始は運休)

海東方面→小川町中心部	小川町中心部→海東方面
8:00	10:00
9:00	12:00
11:00	14:00
13:00	16:00
15:00	—

※各時刻とも最初の利用者の乗車時刻です。

☎ 企画課 ☎ 32-1902

施設白書が完成しました

本市では、これまでさまざまな公共施設を整備し、住民福祉の向上を図ってまいりましたが、今回、施設の現状や将来における課題、今後の施設の必要性や適正配置の在り方などについてまとめた「施設白書」を作成しました。

これは、市民の皆さまと共に考えるための基礎資料として、また、施設概要の紹介や施設の利用方法などを知っていただくために作成したものです。

「施設白書」は、市役所本庁や各支所をはじめ、各図書館、保育所、小・中学校のほか、主な公共施設の窓口などに設置してありますので、最寄りの場所でご覧ください。

将来の施設のあるべき姿などについて、皆さまからの貴重なご意見をお待ちしています。

☎ 財政課財産管理係 ☎ 32-1748

